

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの信頼に応えるため、企業経営における透明性、効率性及び健全性向上のための経営管理組織の構築とその運営を、最も重要な経営課題として位置付けております。

透明性を高めるために、ディスクロージャーを重視し適時開示を行っていくと同時に、当社ホームページ上にIR情報を掲載し積極的に情報開示に努めております。

効率性を高める点につきましては、迅速で正確な経営情報の把握と機動的な意思決定を図ることに取り組んでおります。

健全性の確保に向けて、取締役及び使用人の職務執行が法令、定款並びに当社規程に基づき実施されるとともに責任を明確にし、内部監査部門・監査等委員会による監視強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスコードの5つの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
プランニングカミヤ株式会社	1,294,128	15.84
神谷 哲郎	748,824	9.16
上田 満	399,000	4.88
株式会社 山陰合同銀行	233,600	2.85
日本証券金融株式会社	209,000	2.55
株式会社 SBI証券	205,000	2.50
神谷 幸之助	195,000	2.38
久保田 正明	160,000	1.95
梶川 融	154,000	1.88
神谷 滋	123,045	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

支配株主と取引を行う場合における、少数株主保護の方策に関する指針該当事項はありません。(支配株主なし)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	1 月
-----	-----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西尾 慎一	他の会社の出身者											
大田原 俊輔	弁護士											
山本 庄英	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西尾 慎一	○		——	他社の取締役、常勤顧問の経歴を有し、豊富な知識と経験に基づく経営への助言に期待するとともに、実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。
大田原 俊輔	○	○	弁護士	弁護士としての専門的知識と経験による法律面からの助言に期待するとともに、実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。なお、経営に対する客観性と中立性を備え一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
山本 庄英	○	○	——	複数の企業の取締役を勤め経営に携わっており、豊富な知識と経験に基づく経営への助言に期待するとともに、実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。なお、経営に対する客観性と中立性を備え一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち1名は常勤委員であり、また、監査等委員会は、内部監査部門の総務課企画担当との連携により円滑な職務遂行を図っていることから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりません。ただし、監査等委員会より、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことの求めがあった場合にはこれを置くものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門は、内部監査規程に基づき各部門の業務執行状況について、法令、社内規程等の順守状況及び経営目標達成のため合理的、効率的に運営されているか定期的に監査し、実施状況を社長に報告することにより内部統制の充実を図るとともに、監査報告書を監査等委員会並びに会計監査人に回付することで、監査等委員会監査並びに会計監査人による会計監査の円滑な遂行を図る体制をとっております。

監査等委員会は、定期的に会計監査人及び内部監査部門と協議または意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求めることにより、監査の実効性を確保する体制をとっております。また、代表取締役との定期的な意見交換の場を設け、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない役員として独立性を有しており、幅広い見識を活かしその職務を全うできるものと判断し選任いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

利益処分における役員賞与が十分なインセンティブ付与であると考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

直前事業年度において当社の取締役及び監査役に対する報酬は、取締役(監査等委員を除く)4名に対して28百万円、取締役(監査等委員)3名(うち社外取締役3名)に対して4百万円、監査役(うち社外監査役3名)に対して1百万円であります。

取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。上記支給額のほか、使用人兼務取締役(1名)の使用人分給与(賞与含む。)を5百万円支払っております。

支給額には、直前事業年度における役員退職慰労引当金の増加額11百万円(取締役7名分11百万円(うち社外取締役3名分50万円)、監査役3名分16万円(うち社外監査役3名分16万円))が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、平成28年4月26日開催の第65期定時株主総会において年額110百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。なお、監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成8年4月25日開催の第45期定時株主総会において年額110百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年4月26日開催の第65期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。なお、当社の監査役の報酬限度額は、平成6年4月28日開催の第43期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役への情報伝達体制としては、監査等委員会において常勤委員からの会社の状況報告が主となります。また、取締役会における経営報告とともに代表取締役とのディスカッションにおいても情報の提供と報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

取締役会を原則として毎月開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに各部門の業務執行の報告を受けることで、業務執行の監督を行っております。また、監査等委員会は各分野において豊富な経験を持つ社外取締役の出席を得て原則3か月に2回開催し、独立した観点から経営監視・監督を行っております。

重要な経営戦略については、部門担当者以上による営業戦略会議を適宜開催し、毎週月曜日には本社の取締役、常勤監査等委員、管理職による生産会議及び毎月第一月曜日には本社の監督職以上による拡大生産会議を開催し、日常並びに重要な経営方針の確認と実行並びにリスク管理を図るとともに、適宜労使協議を行い、必要な対応を協議しております。

当社は優成監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。

会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりです。

	公認会計士の氏名	所属する監査法人	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員	本間 洋一	優成監査法人	3年
指定有限責任社員 業務執行社員	大好 慧	優成監査法人	3年

会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士2名、その他5名であります。

なお、会計監査人である優成監査法人は、平成29年4月26日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任したため、同株主総会において新たに会計監査人としてアスカ監査法人を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、比較的小規模で、役員が個々の社員まで把握できる状況にあり、緊急連絡体制の確認を常に行い、風通しの良い職場環境の維持に心掛け、企業倫理に関する諸問題について報告・連絡・相談を迅速に行うようにして情報の共有化を図っております。

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員3名全員は社外取締役であり、経営の意思決定と業務執行を管理監督する取締役に對し、コーポレート・ガバナンスにおける外部からの客観性、中立な立場での経営監視・監督が十分に機能する体制をとっております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今年度におきましては、わずか1日ではありますが、発送を早めました。 来年度以降におきましても、早期発送できるよう最大限の努力をしていきたいと思います。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等開示資料、年次報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 管理本部総務課 情報取扱責任者 取締役管理本部長 神谷 陽一郎	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境ISOを認証取得し、公表した環境方針のもとで、豊かな自然との共生を図りながら、活力ある環境保全の推進を経営上の重要課題と位置づけ活動しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、取引先、従業員等のステークホルダーとの適切な協働に努め、その信頼に応えるため、企業経営における透明性、効率性及び健全性向上のための経営管理組織の構築とその運営を、最も重要な経営課題として位置付けております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システムに関する基本方針を取締役会において決議し、この方針に基づき内部統制システムの整備、運用を実施してまいります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役においては、取締役会規程の付議基準を整備し、業務執行についての重要事項を取締役会において決定する。また、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- (2) 使用人については、社内規程に基づく職務権限及び意思決定のルールに従い、適正に職務の執行が行われる体制をとる。
- (3) コンプライアンス体制の強化をはかるため、内部通報受入窓口を設け、法令、定款及び社内規程に関する通報及び相談への対応を行う。
- (4) 当社の内部監査部門は、内部監査規程に基づき各部門の職務執行状況を把握し、法令、定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを監査し、代表取締役へ報告する。

2. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報(電磁的記録も含む)については、法令及び文書取扱規程に従い保存・管理する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務の執行に係るリスクについては、リスク管理規程に従い、管理を行う。
- (2) リスクの管理方法等については、適宜見直しを行うこととする。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定期的にまたは必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、開催にあたっては事前に議題に関する十分な資料を可能な限り、全員に配付される体制をとる。
- (2) 取締役の機能を強化し経営の効率を向上させるため、部門担当者以上による営業戦略会議を適宜開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る問題解決と意思決定を確実なものとする。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程に基づき、当社を中心とした企業集団全体の業務執行に関する報告、決裁の体制を明確にする。
- (2) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつも、事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要案件についての事前協議と適正な助言を行う。
- (3) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき体制を整備、有効性を評価及び改善等を行うものとする。

6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会が監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めたときは、これを置くものとし、その職務遂行に対する人事考課については監査等委員会が行う。また、これらの使用人の人事異動、懲戒処分等については監査等委員会の合意のうえで取締役会が決定する。

7. 前号の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

取締役及び使用人が監査等委員会の補助職務を遂行する場合は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令に服さないものとする。

8. 当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- (1) 当社及び当社子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事実や違法・不正行為を発見したとき、またはそれらが発生するおそれがあるとき、監査等委員に対して、当該事項に関する内容を速やかに報告しなければならない。
- (2) 当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止する旨を定め周知徹底する。

9. その他当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、定期的に会計監査人及び内部監査部門と協議または意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求めることにより、監査の実効性を確保する。
- (2) 代表取締役との定期的な意見交換の場を設け、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (3) 監査等委員は、当社及び当社子会社の取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて当社及び当社子会社の取締役または使用人に対しその説明を求めることができるものとし、また、必要に応じて指示することができる。
- (4) 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の前払いまたは償還の手続については、監査等委員の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理するものとする。

(整備状況)

取締役においては、取締役会規程の付議基準を整備し、会社の業務執行についての重要事項を取締役会において決定しており、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督しております。また、取締役会の開催にあたっては事前に議題に関する十分な資料を可能な限り全員に配布される体制をとっております。

取締役会の機能を強化し経営の効率を向上させるため、部門責任者以上による生販会議を隔月に開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る問題解決と意思決定を確実なものとしております。

法的専門課題及びコンプライアンスに関する事項については、弁護士に助言を受け認識を徹底しております。

(内部監査及び監査等委員会監査の状況)

内部監査部門は、内部監査規程に基づき各部門の業務執行状況について、法令、社内規程等の順守状況及び経営目標達成のため合理的、効率的に運営されているかを定期的に監査し、実施状況を社長に報告することにより内部統制の充実を図るとともに、監査報告書を監査等委員会並びに会計監査人に回付することで、監査等委員会監査並びに会計監査人による会計監査の円滑な遂行を図る体制をとっております。

監査等委員は、定期的に会計監査人及び内部監査部門と協議または意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求めることにより、監査の実効性を確保する体制をとっております。また代表取締役との定期的な意見交換の場を設け、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

(会計監査の状況)

会計監査は、優成監査法人に依頼し、個別・連結決算の公正かつ適正な監査を受けております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体等に対し、社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本的な方針としております。

管理本部総務課を反社会的勢力に対する統括部門と定め、必要に応じて警察や社外弁護士、その他外部の専門機関と連携して情報の収集・管理を行い、反社会的勢力を排除する体制の整備を推進しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

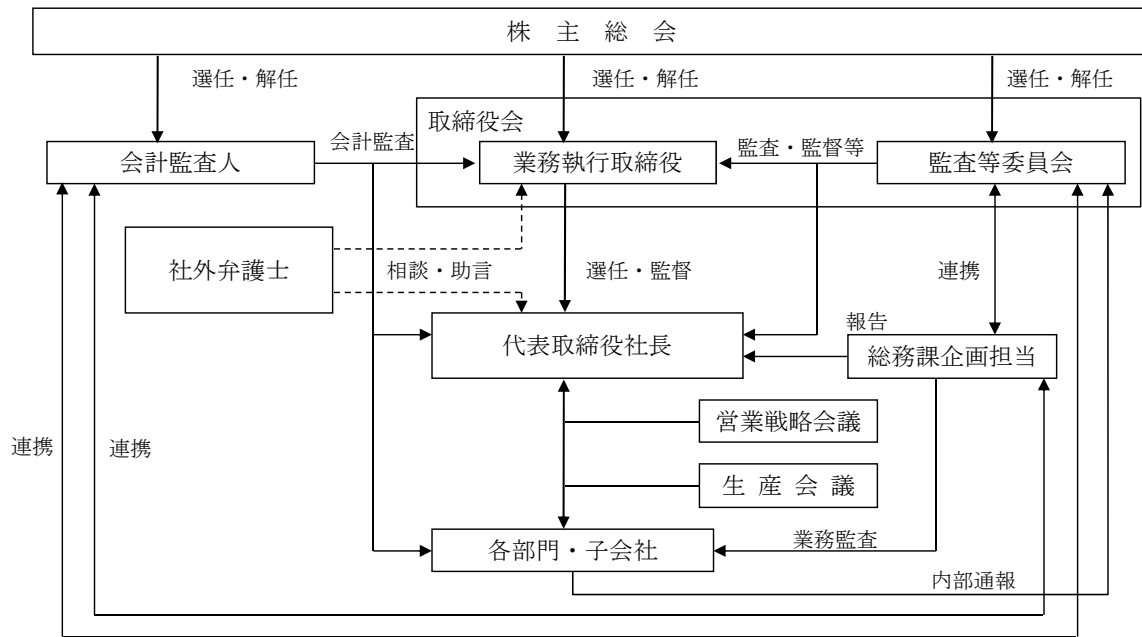
1. 適時開示に係る基本姿勢

当社では投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報（決定事実、発生事実、決算情報等）の開示を、適時適切に行うことを基本姿勢としております。

2. 重要な会社情報の把握・管理

重要な会社情報については総務課及び経理課にて情報の把握と整理をし、総務課企画担当にて総括しております。当該情報が適時開示事項に該当するかを総務課企画担当にて確認の上、代表取締役社長の承認後開示しておりますが、取締役会決議を必要とする事項については、事前に審議・承認を行います。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要図】



【適時開示体制の概要図】

